

平成18年度PFI関連支援措置等

1. 予算等

1-1 予算

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
内閣府	事業	PFI方式による施設整備等事業	継続	庁舎整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	98
	調査	民間資金等活用事業調査費	継続	PFI事業の推進を図るために必要な経費。	62
	調査	民間資金活用等経済政策推進費	継続	PFI推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省庁等に移替え)	410 の内数
	-	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	4
警察庁	事業	PFI方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託	継続	警察学校施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	40
	補助	都道府県警察施設整備費補助金	継続	都道府県警察施設の整備に対する補助。	19,308 の内数
防衛庁	事業	PFI方式による防衛施設整備等事業に係るアドバイザー委託	継続	防衛施設(公務員宿舎を除く)の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	7
	事業	PFI導入可能性調査	継続	防衛施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。	10
	事業	PFI方式による公務員宿舎整備等事業	継続	立川公務員宿舎整備等事業に係る事業費	545
防衛施設庁	補助	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	継続	防衛施設の設置又は運用に関連し、周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合に地方公共団体がその障害の緩和に資するために行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について交付する補助金。	16,543 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
総務省	事業	関東総合通信局庁舎維持管理運営経費	新規	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち総務省分）。	4
	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の推進の方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体のPFI事業等を推進する上での課題等の調査研究。	6
法務省	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業	継続	苫小牧法務総合庁舎整備等事業に係る事業費。	84
	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	継続	刑務所整備及び維持管理・運営へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	41
外務省	事業	民間資金等活用事業調査費	新規	在外公館施設の整備等のPFI事業化に係る導入可能性調査。	18
	事業	民間資金等活用事業調査費	継続	在エジプト大使館新事務所整備に係るサーベイランス等業務。	23
財務省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	新規	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち財務省分）。	5
	事業	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	新規	合同宿舍の建替え（18年度着手事業）に関するアドバイザー委託業務等。	41
	事業	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	継続	合同宿舍の建替え（14～16年度着手事業）に関する事業費等。	4,556
文部科学省	補助	国立大学法人運営費交付金	継続	国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等が実施するPFI事業の維持管理運営費相当分が含まれている。	1,221,478 の内数
	補助	国立大学法人施設整備費補助金	継続	国立大学法人等の施設整備のための経費。	50,037 の内数
	補助	公立学校施設整備費	継続	子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を図る。	103,943 の内数
厚生労働省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	新規	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち厚生労働省分）。	6
	補助	地域介護・福祉空間整備等交付金	継続	地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。	44,310 の内数
	補助	医療施設等施設整備費補助金	継続	へき地における医療施設及び臨床研修施設の整備に対する補助。	501 の内数
	補助	水道施設整備費補助金	継続	水道事業者（都道府県、市町村及び一部事務組合）の水道施設の整備に対する補助。	84,852 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
農林水産省	補助	強い農業づくり交付金	継続	選定事業者による公設卸売市場の施設整備に対する補助（メニューの一部）。 リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助（メニューの一部）。 種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	40,506 の内数
	補助	元気な地域づくり交付金	継続	地域産業の核である農林水産業の振興を柱として、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史など多様で豊富な地域資源を地域の創意と工夫により有効に活用した「元気な地域づくり」を推進するため、農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援する。	41,526 の内数
	補助	強い林業・木材産業づくり交付金	継続	林業・木材産業をめぐる諸情勢を考慮するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を目指し、望ましい林業構造の確立、林業担い手の育成確保、特用林産の振興、木材利用及び木材産業の体制整備を図る。	6,990 の内数
	補助	バイオマスの環づくり交付金	継続	バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス利活用施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	13,729 の内数
	補助	水産基盤整備事業のうち、漁港漁場機能高度化事業等	継続	遊漁船等を分離収容する施設の整備等に対する補助。	124,954 の内数
	補助	村づくり交付金	継続	農業生産基盤及び農山漁村の生活環境施設の整備に対する補助	25,000 の内数
	補助	畜産環境総合整備事業費補助	継続	家畜排せつ物処理施設、公共牧場等の整備に対する補助。	4,885 の内数
	補助	農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	21,453 の内数
	補助	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	14,674 の内数
	補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対しての補助。	6,498 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
農林水産省	補助	かんがい排水事業費補助	継続	農業用排水施設等の整備に対する補助。	30,065 の内数
	補助	経営体育成基盤整備事業費補助	継続	農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。	80,010 の内数
	補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	市町村等の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥または雨水を処理する施設の整備に対する補助	12,201 の内数
経済産業省	補助	新事業支援施設整備費補助金	継続	新事業支援施設等の整備に対する補助。	440 の内数
	補助	電源地域産業資源機能強化事業等補助金	継続	電源立地対策により整備された産業関連施設の機能高度化・機能集約化事業等に対する補助。または、電源地域であり、かつ高度技術産学連携地域等における新事業支援施設等の整備に対する補助。	2,560 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
国土交通省	事業	民間資金等活用航空路整備等事業	新規	那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（仮称）に係るアドバイザー委託。	30
	事業	P F I による整備に必要な事業調査	継続	中央合同庁舎第7号館、九段第3合同庁舎のP F I による整備に係るアドバイザー委託等（事業実施におけるサーベイランス等）。	39
	事業	九段第3合同庁舎整備等事業	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち国土交通省分）。	510 他
	事業	空港整備事業	継続	P F I 事業（東京国際空港国際線地区整備等事業）に係る技術検討調査等。	256 の内数
	事業	民間資金等活用航空路整備等事業	継続	航空保安大学校本校移転整備等事業に係るアドバイザー委託等。	60
	補助	下水道事業費補助	継続	地方公共団体の下水道の整備に係る補助。	735,286 の内数
	補助	都市公園事業費補助	継続	地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。	73,393 の内数
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が特定建築者制度等を活用して行う施設建築物等の整備に対する補助。	32,692 の内数
	補助	都市再生総合整備事業	継続	地方公共団体や都市再生機構や民間等が行う都市再生を促す事業に対する総合的な支援。	9,056 の内数
	補助	まちづくり交付金	継続	市町村のまちづくりに対する助成。	238,000 の内数
	補助	街路事業補助	継続	地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助	349,803 の内数
	補助	土地区画整理事業費補助	継続	土地区画整理事業の公共施設整備に対する補助。	110,383 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なP F I 事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するP F I 事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にP F I 事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がP F I 方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するP F I 事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
国土交通省	補助	河川改修費補助 都市河川改修費補助	継続	都道府県及び市町村の洪水、高潮による災害の発生を防止するため実施する河川の改良工事に対する補助。	698,085 の内数
	補助	統合河川環境整備事業費補助	継続	都道府県等が行う河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設の整備に対する補助。	33,264 の内数
	補助	地すべり対策事業補助	継続	都道府県の地すべり対策事業に対する補助。	145,559 の内数
	補助	砂防事業補助	継続	都道府県の砂防事業に対する補助。	145,559 の内数
	補助	急傾斜地崩壊対策事業補助	継続	都道府県の急傾斜地対策事業に対する補助。	21,565 の内数
	補助	総合流域防災事業費補助	継続	河川管理施設（堤防、護岸等）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設の整備等に対する補助。	66,303 の内数
	補助	海岸保全施設整備事業費補助	継続	海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良等に対する補助。	51,401 の内数
	補助 等	道路整備事業	継続	都道府県及び市町村が行う道路の整備に対する補助等。	2,057,943 の内数
	補助 等	道路環境整備事業	継続	都道府県及び市町村が行う道路環境の整備に対する補助等。	899,858 の内数
	補助	住まいの安心確保助成事業	継続	公営住宅等の整備に対する助成。	211,631 の内数
	補助	港湾改修費補助	継続	港湾管理者等が行う港湾の基本施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）の整備に対する補助。	242,084 の内数
	補助	空港整備事業費補助	継続	地方公共団体が公共の用に供する飛行場整備に対する補助。	13,334 の内数
補助	循環型社会形成推進交付金	継続	浄化槽市町村整備推進事業を行う市町村に対する交付金。	527 の内数	

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
環境省	補助	循環型社会形成推進交付金 廃棄物処理施設整備費補助	継続	市町村等が行う廃棄物処理施設整備に対する交付・補助	91,391 の内数
	補助	廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理 施設モデル的整備事業)補助金	継続	廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に対する補助。	3,010 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金(うち、浄化 槽市町村整備推進事業)	継続	市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う。	6,747 の内数
	調査 補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村等がPFI法に基づいて行う一般廃棄物処理施設の整備事業について、アドバイザー業務を委託するために必要な経費に対して交付を行う。	43,000 の内数
衆議院	事業	新議員宿舍整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舍整備等事業に係る事業費。	1,259
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館整備等事業に係るアドバイザー委託。	39
参議院	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	参議院新議員会館整備等事業に係るアドバイザー委託。	39
最高裁判所	事業	民間資金等活用事業調査費	継続	裁判所施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	34

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

1 - 2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
警察庁	鹿児島県警察学校整備事業に係る事業費	鹿児島県警察学校施設整備運営事業に係る事業費	6,501	平成21年度以降 12箇年度以内
防衛施設庁	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金	防衛施設周辺民生安定施設整備事業に係る事業費	12,112 の内数	平成18年度以降 2箇年度以内
法務省	民間資金等活用法務省施設整備等事業	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費	102,553	平成20年度以降 18箇年度以内
財務省	民間資金等活用公務員宿舍整備等事業	合同宿舍の建替え（18年度着手事業）に係る事業費	6,985	平成20年度以降 8箇年度以内
国土交通省	民間資金等活用航空路整備等事業	那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業（仮称）に係る事業費	-	平成21年度以降 15箇年度以内
最高裁判所	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等 事業に係る事業費	10,480	平成20年度以降 11箇年度以内

2. 行政財産の貸付け等（PFI法 十一條の二、十二條関連）

要求機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度（予定）
警察庁	富山県警察学校整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格49百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～18年度
防衛庁	海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格656百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～18年度
	立川公務員宿舎（仮称）整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,024百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～18年度
法務省	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：未取得）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～37年度
	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～36年度
	苫小牧法務総合庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格205百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～18年度
外務省	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,953百万円の内数）を、無償で選定事業者に使用させる。	平成17年度 ～19年度
財務省	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する普通財産（国有地：台帳価格210百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成15年度 ～18年度
	公務員宿舎幌北住宅整備事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格559百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～18年度
	公務員宿舎舟入住宅整備事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格198百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～18年度
	公務員宿舎清水町住宅（仮称）整備事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格9,542百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～19年度
	公務員宿舎亀岡住宅整備事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格561百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～19年度
国土交通省	新北九州空港駐車場整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,909百万円）を有償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～32年度

要求 機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度（予定）
文部科学省 会計検査院	中央合同庁舎第7号館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格113,663百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～20年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,682百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～46年度
衆議院	衆議院新議員会館整備等事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格99,008百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
	衆議院新議員宿舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格7,985百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～18年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格785百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～43年度
参議院	参議院新議員会館整備等事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,498百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
最高裁判所	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格841百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～19年度
	東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格924百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～20年度

3. 無利子融資

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
国土交通省	港湾整備特別会計からの無利子貸付	継続	コンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	2,501 の内数

4. 財政投融資等

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	18年度 予算
法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制度)(*2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。	180,000 (*1) の内数
国土交通省	公共荷さばき施設等整備事業に対する融資(特別転貸債)	継続	港湾管理者が P F I 事業者への貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。(日本政策投資銀行)	1,685 の内数

(*1) 金額は日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

金利：政策金利

融資比率：50% (沖縄振興開発金融公庫においては70%)

5 . 税制改正

税 目	概要
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。(地方税法附則第11条第30項参照：平成19年度末取得分まで)
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を2年延長する。(地方税法附則第15条第44項参照：平成19年度末取得分まで) ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする措置の適用期限を2年延長する。(地方税法附則第15条第51項参照：平成19年度末取得分まで)

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の建設を行うPFI事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置。(地方税法第586条第21項第1号の27参照) 平成15年度より、特別土地保有税の新規課税は停止
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定によりPFI法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第24項参照：平成21年度末取得分まで) PFI法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第25項参照：平成18年度末取得分まで) PFI法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第26項参照：平成18年度末取得分まで)
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> PFI法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1(地方税法附則第15条第5項の適用を受ける償却資産については、同項の規定により課税標準とされる額の2分の1)にする措置。(地方税法附則第15条第45項参照：平成18年度末取得分まで) PFI法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定によりPFI法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする措置。(地方税法附則第15条第47項参照：平成21年度末取得分まで)